

個人県民税（県税） 個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

◆納める人

- 毎年1月1日現在で
- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
 - 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

◎均等割が非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人
※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋21万円以内で市町村の条例で定める額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

◎所得割が非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人
※所得割の非課税限度額 35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円
＋32万円（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

（注）同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下である者をいいます。

◆納める額

区 分	均等割（年額）（※）	所得割の課税標準	所得割の税率
県 民 税	1,000円	前年の課税所得金額	4 %
市 町 村 民 税	3,000円	同 上	6 %

（※）令和6年度から森林環境税（国税）として年額1,000円が均等割と併せて課税されます。

◎所得割額の計算方法

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費（サラリーマンの場合は給与所得控除額）}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}} \\ & \boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}} - \left(\boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}} \right) = \boxed{\text{所得割額}} \end{aligned}$$

（注）土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方法で計算されます。

◆給与所得控除

控除額の計算については次のとおりです。

給 与 等 の 収 入 金 額	給 与 所 得 控 除 額
190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

(注) 令和9年度分の個人住民税から、65万円の最低保障額74万円に引き上げられます。

◆所得金額調整控除

令和3年度分以後、次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合

- 納税義務者本人が特別障がい者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額＝(給与等の収入金額(最高1,000万円)－850万円)×10%

② 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

控除額(※1)＝(給与所得控除後の給与等の金額(※2)＋公的年金等に係る雑所得の金額(※2))－10万円

(※1) ①の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します

(※2) それぞれ10万円が限度です

◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

◎青色申告……事業専従者に支払われた適正な給与額

◎白色申告……事業専従者1人について次のいずれか少ない金額

- 50万円(配偶者の場合は86万円)
- 事業専従者控除前の所得金額÷(専従者数+1)

〈参考〉

給与所得控除後の給与所得の計算については次のとおりです。＜令和8年度分＞

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与所得の金額
650,999円まで	0円
651,000円から 1,899,999円まで	収入金額－650,000円
1,900,000円 // 3,599,999円 //	(収入金額÷4)*×2.8－80,000円
3,600,000円 // 6,599,999円 //	(収入金額÷4)*×3.2－440,000円
6,600,000円 // 8,499,999円 //	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※(収入金額÷4)は、1,000円未満切り捨て

◆所得控除

項 目	控 除 額												
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等により補てんされた額）－（総所得金額等× 1/10） ② 災害関連支出額－ 5 万円												
医 療 費 控 除	$\left(\text{医療費} - \text{保険金等により補てんされた額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100} \text{ 又は } 10\text{万円のいずれか低い額} \right)$ 限度額200万円												
医療費控除の特例〈スイッチ OTC 薬 控 除〉	$\left(\text{支払った一定のスイッチ OTC 医薬品の購入額} - \text{保険金等により補てんされた額} \right) - 12,000 \text{ 円}$ 限度額 88,000 円 ※医療費控除との選択適用												
社会保険料控除	支払った金額												
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額												
生命保険料控除	次の①から③までの合計額（適用限度額70,000円） ① 新契約（平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）に係る控除額 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除（適用限度額はそれぞれ28,000円）												
	<table><tr><th>前年中に支払った保険料等の合計額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/2 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/4 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table>	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円		
	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額											
	12,000円以下	支払保険料等の全額											
	12,000円超32,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 6,000円											
32,000円超56,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 14,000円												
56,000円超	28,000円												
② 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除額 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（適用限度額はそれぞれ35,000円）													
<table><tr><th>前年中に支払った保険料等の合計額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table>	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円			
前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額												
15,000円以下	支払保険料等の全額												
15,000円超40,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 7,500円												
40,000円超70,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 17,500円												
70,000円超	35,000円												
③ 一般生命保険料又は個人年金保険料に新契約と旧契約の両方がある場合の控除額 ①と②の合計額（適用限度額28,000円）と②で計算した額のいずれか大きい額													
地震保険料控除	①地震保険（限度額25,000円） 50,000円以下 支払保険料× 1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険（10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの） （限度額10,000円） 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料× 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額（最高限度額25,000円）												
障 害 者 控 除	26万円（特別障がい者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障がい者の場合は53万円）												
寡 婦 控 除	26万円（合計所得金額が500万円以下）												
ひとり親控除	30万円（合計所得金額が500万円以下）												
勤労学生控除	26万円												
配 偶 者 控 除	次のページ参照												
配偶者特別控除	次のページ参照												
扶 養 控 除	扶養親族（16歳以上） 1 人につき33万円 （19歳～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円） 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円												
特定親族特別控除	次のページ参照												
基 礎 控 除	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円 以下</td><td>43万円</td><td>2,450万円 超 2,500万円 以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,400万円 超 2,450万円 以下</td><td>29万円</td><td>2,500万円 超</td><td>なし</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	2,400万円 以下	43万円	2,450万円 超 2,500万円 以下	15万円	2,400万円 超 2,450万円 以下	29万円	2,500万円 超	なし
	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額									
	2,400万円 以下	43万円	2,450万円 超 2,500万円 以下	15万円									
2,400万円 超 2,450万円 以下	29万円	2,500万円 超	なし										

(注) ・ 令和8年度の住民税は、令和7年中の所得にかかります。
・ 令和10年度分の個人住民税から、ひとり親控除が33万円に引き上げられます。

●配偶者控除

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円

●配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
58万円 超	100万円 以下	33万円	22万円	11万円
100万円 超	105万円 以下	31万円	21万円	11万円
105万円 超	110万円 以下	26万円	18万円	9万円
110万円 超	115万円 以下	21万円	14万円	7万円
115万円 超	120万円 以下	16万円	11万円	6万円
120万円 超	125万円 以下	11万円	8万円	4万円
125万円 超	130万円 以下	6万円	4万円	2万円
130万円 超	133万円 以下	3万円	2万円	1万円
133万円 超		なし		

●特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円 超 95万円 以下	45万円	110万円 超 115万円 以下	11万円
95万円 超 100万円 以下	41万円	115万円 超 120万円 以下	6万円
100万円 超 105万円 以下	31万円	120万円 超 123万円 以下	3万円
105万円 超 110万円 以下	21万円		

◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

※令和3年度分以後、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

◎課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市町村民税3%）を控除

1 人的控除額の差の合計額

2 課税所得金額

◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5%（県民税2%、市町村民税3%）を控除

※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

◎申告

●前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。

●所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。

●給与所得のみの人も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

◎納税

●給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。（特別徴収）

●65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。（特別徴収）

●上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。（普通徴収）

※令和元年度から、原則すべての事業主の皆さまに、従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。詳しくは、市町村税務担当課（63ページ）にお問い合わせください。

◆サラリーマンAさんの個人県民税、市町村民税はいくらになりますか？

(給与所得の場合)

- 家族構成……………夫婦、子供2人(妻……45歳無職、長男……19歳、長女……16歳)
- 令和7年給与収入600万円、社会保険料60万円、一般生命保険料(平成24年1月1日以後契約)5万円、個人年金保険料(平成24年1月1日以後契約)3万円、地震保険料2万円

所得	所得金額(A)		
	収入金額	……………	6,000,000円
	給与所得控除額	$6,000,000円 \times 20\% + 440,000 =$	1,640,000円
	所得金額	$6,000,000円 - 1,640,000円 =$	4,360,000円
	所得控除額(B)		
	社会保険料控除額	……………	600,000円
	生命保険料控除額	$50,000円 \times 1/4 + 14,000円 = 26,500円$	47,500円
	地震保険料控除額	……………	10,000円
	配偶者控除額	……………	330,000円
	扶養控除額	$450,000円 + 330,000円 =$	780,000円
割	基礎控除額	……………	430,000円
	所得控除額計		2,197,500円
	課税所得金額(A-B)	$4,360,000円 - 2,197,500円 = 2,162,500円$	→ 2,162,000円(C) (千円未満切り捨て)
	調整控除前の所得割額(F)		
	県民税	$2,162,000円(C) \times 4\% =$	86,480円(D)
	市町村民税	$2,162,000円(C) \times 6\% =$	129,720円(E)
	計		216,200円(F)
	調整控除の算出	課税総所得金額 > 200万円	
		$330,000円 - (2,162,000円 - 2,000,000円) = 168,000円$	
	県民税調整控除額	$168,000円 \times 2\% =$	3,360円(G)
均等割	市町村民税調整控除額	$168,000円 \times 3\% =$	5,040円(H)
	調整控除後の所得割額(I)		
	県民税(D) - (G)	$86,480円 - 3,360円 = 83,120円$ (100円未満切り捨て)	→ 83,100円(J)
	市町村民税(E) - (H)	$129,720円 - 5,040円 = 124,680円$ (100円未満切り捨て)	→ 124,600円(K)
	県民税	……………	1,000円(L)
	市町村民税	……………	3,000円(M)
	県民税(J) + (L)	$83,100円 + 1,000円$	→ 84,100円
	市町村民税(K) + (M)	$124,600円 + 3,000円$	→ 127,600円

令和8年度住民税額は、**211,700円**です。

※併せて森林環境税(国税)1,000円が課税されます。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することが出来ます。

（控除額）次のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に前年分の所得税に係る基礎控除の額から48万円を控除して得た額を加算し、5%を乗じて得た額（上限97,500円）（※1）

※令和元年10月1日以降に入居した方は、契約又は入居の時期、住宅の種類や性能によって、控除期間、控除率、借入限度額が異なります。

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

（※1）令和7年12月以前に居住の用に供したものに限りです。

◆寄附金税額控除

●制度の概要

地方自治体等に対して2千円を超える寄附金を支払った場合、2千円を超える部分について、個人住民税から税額控除が受けられます。（一定の上限はあります。）

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを生かすため、税額控除の対象としています。

② 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりです。

○基本控除額

（寄附金（※2）－2千円）×10%（※3）

（※2）総所得金額等の30%が限度です。

（※3）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出されます。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%になります。）

○特例控除額（ふるさと寄附金（※4）のみに適用されます。）（※5）

（寄附金－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021（※6））

なお、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

（※4）令和元年6月1日以後、ふるさと納税指定団体に対する寄附金のみ特例控除の対象になります。

（※5）令和10年度分の個人住民税から特例控除額の上限は、個人住民税所得割額の2割と193万円（道府県民税77.2万円、市町村民税115.8万円）とのいずれか低い金額になります。

（※6）平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率になります。

●手続き等

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が寄附先の法人や団体が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要です。所得税の申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等が地方公共団体へ寄附（ふるさと納税）を行うもので、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附を行う際に、各寄附先の団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、所得税の確定申告を行わなくても、ふるさと寄附金についての寄附金控除が受けられます。

この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます。